

令和6年度 西宮市立北口図書館壁面広告募集要項

西宮市立北口図書館エントランス壁面に広告を掲出する事業者等を次のとおり募集します。

1 広告掲出場所

西宮市立北口図書館エントランス壁面下部
西宮市北口町1番2号 ACTA西宮東館5階

2 広告掲出期間

令和6年4月～令和7年3月までの任意の月（複数月申込可、最長12ヶ月）

3 広告のサイズ・内容

(1) サイズ A1サイズフレーム（縦84.1cm×横59.4cm）

(2) 色 任意

(3) 掲出枠 12枠

※図書館入り口に近い方からNO. 1～NO. 12（複数枠をお選びいただけます。）



入口側

入口側より No.1～12

4 広告を掲出できない業種・内容

- ・西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条から第8条に該当する広告は掲載できません。
- ・その他、申込前には必ず西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準を確認してください。

5 広告料等

(1) 広告料

1枠あたり、月額5,000円（消費税含む）

ただし、4月分からの12ヶ月分を一括でお申し込みされる場合、1枠につき、1ヶ月分の広告料（5,000円）を無料とします。

(2) 行政財産目的外使用料

広告を掲出するにあたり、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可が必要であり、広告料とは別に行政財産目的外使用料（1㎡あたり、月額356円）が必要となります

【例】令和6年3月中の申し込みの場合（1ヶ月分が無料の場合）。

広告料	5,000円× <u>11ヶ月分</u> ＝	55,000円
行政財産目的外使用料	356円×12ヶ月分＝	4,272円
年間お支払額 合計		59,272円

6 申込方法

(1) 申込期間

令和6年3月1日(金)午前9時30分より受付開始(先着順)。

※開始日以降は、随時募集受付いたします。

(受付日) 火曜日～金曜日(祝休日・図書館休館日を除く)

(受付時間) 午前9時30分～午後5時30分まで

(2) 申込方法

持参又は郵送、E-mail

(3) 申込場所

西宮市読書振興課 西宮市川添町15-26(中央図書館内)

(4) 必要書類

西宮市立北口図書館壁面広告掲出申込書、行政財産使用申請書、広告(ポスター)案

(5) 掲出決定

- ・ 広告内容を審査し、掲出の可否を申込者に個別に通知します。
- ・ 郵送にて同日同時配送された場合は、西宮市広告掲載要綱第5条の規定を適用し、それらの優先順位が同じであるときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定します。

7 広告主の責務

- ・ 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとします。
- ・ 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、広告主等の責任及び負担において解決していただきます。

8 広告掲出の修正・停止・取消し

以下の場合、広告の修正をお願いすることや掲出を停止又は取り消すことがあります。

- (1) 広告主・広告内容等が西宮市広告掲載基準等に抵触することが明らかになった場合
- (2) 広告主・広告内容等により、本市の名誉又は信頼を失墜させた場合や業務の妨害し、事務を停滞させる場合
- (3) 倒産・破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は、広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) 広告料の納付がない場合
- (5) 指定する期日までに広告内容等の調整ができない場合
- (6) その他、市長が広告掲出に支障があると認めた場合

9 その他

- (1) 広告バナーの作成や修正は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 図書館ホームページの「広告事業主として協賛いただいている企業等の紹介」欄に事業所名・所在地・連絡先、事業所HPへのリンクを表示します。

10 申込・お問い合わせ

〒662-0944 西宮市川添町15番26号

西宮市読書振興課(中央図書館) 総務チーム

電話: 0798-33-0189

FAX: 0798-33-2266

E-mail: vo_tosyokan@nishi.or.jp

(参 考) 西宮市立北口図書館

所在地	西宮市北口町1番2号 ACTA 西宮東館5階
開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、国民の祝日・休日 午前9時～午後6時
休館日	毎週月曜日、第1木曜日 祝日・休日と重なるときは開館し、翌日休館 年末年始（12月29日～1月4日） 長期整理期間 4日間 （令和6年度は2月3日（月）～2月6日（木）の予定）
来館者数	令和4年度実績：527,609人／年

ACTA 西宮東館5階平面図

平面図

